

中野区教育委員会会議録

令和4年第21回定例会

令和4年7月15日

中野区教育委員会

令和4年第21回中野区教育委員会定例会

○日時

令和4年7月15日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時27分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第27号議案 中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- (2) 第28号議案 中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第 21 回定例会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は岡本委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 27 号議案「中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 27 号議案、中野区教育委員会会議規則の一部改正について、補足説明させていただきます。恐れ入りますが、補足資料をごらんください。

提案理由でございますが、オンライン会議システム等を活用して、中野区教育委員会の会議の開催を可能とするためでございます。

改正内容につきましては、教育長が、感染症のまん延等への対応、その他、特に必要と認めるとき、オンライン会議システム等を活用して会議を開会することができることと規定するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第 4 条の 2 の第 1 項で、ただいま説明いたしました内容を記載してございます。

また第 4 条 2 の第 3 項で、「会議の開会方法その他必要な事項は、別に定める」としております。

附則で、施行期日は公布の日とし、それまでの間は、従前の例により開催するとしてございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

田中委員

こういった状況ですので、オンラインでの会議を考えていくというのは、大変いいことだと思います。

詳細は別に定めるということで、今説明がありましたけれども、現時点でイメージとしてですけど、教育長が「今回はオンラインで開催しましょう」と言って、みんながオンラインで参加するようなイメージなのか。それとも、個々の、例えば委員がいろんな事情でどうしても出席できないので、私は、今回はオンラインでというのを教育長が認めてくださるという、そんな両方をイメージしているのでしょうか。それとも、どちらかということなのか。その辺を教えていただければと思います。

子ども・教育政策課長

今回の規則の改正においては、そういった内容を具体的に示しているものはございませんが、今、委員ご発言のようなケースは、いずれも想定としては含まれています。

ただ、実態といたしましては、感染症のまん延等その他、例えば交通事情などによりまして、こちらへおいでいただくことができない委員の方が、オンラインで参加するという形で開催できるということが、主な利用になるかと想定してございます。

伊藤委員

いろいろお考えいただきありがとうございます。感染症のこともございますし、また災害等々で不測の事態も生じることが万が一あるかもしれませんので、そういった場合にも、議論の場を継続できるということは、すごく大事なことかなと感じました。

そして、質問させていただきたいのですけれども、オンライン会議システムということで、もちろん守秘と言いますか、安全性ということもご確認いただいているかと思うのですけれども、そういった点について、もし補足のご説明がいただけるのであればお願いしたいということと、あとは、ほかでもこういったことを使用している実態と言いますか、例があるようでしたら、併せて教えていただけたらと思いました。

以上です。

子ども・教育政策課長

こういったオンラインによります会議につきましては、セキュリティーといったところが大変重要になると思ってございますので、区のほうで今使用しておりますセキュリティーの対策がとられたシステムを活用するということを前提として考えてございます。

また、他の自治体におきましても、まだいろいろ研究する要素はございますけれども、そういったシステムを活用した教育委員会が開かれているという実際の例がございますので、そういったところの取組状況なども確認しつつ、取組を進めたいと考えてございます。

岡本委員

私も、自分自身も今後不測の事態等で、この場に来られないという可能性はあるかなと思っていましたので、オンライン参加できるようになったことは、大変ありがたいと思っています。

また、集まれないときにこそ、必要な議題というのもあるかと思います。リアルで集まれないから、話し合えませんでしたという事態を避けられるのは、ポジティブなことだと思っています。民間でも、オンラインの会議は当たり前のことで、それこそ学校現場でもオンライン化して、授業や外とつながっていきましょうということは推進していますから、行政でもオンラインを活かした取組の可能性を、今後更に探っていければと思っています。

以上です。

村杉委員

教えていただきたいのですが、今回、教育委員のほうに関しては、これでももちろんよろしいと思いますが、事務局の方とか区の方々に関しては、これは今後の課題でしょうか。

子ども・教育政策課長

教育委員会事務局職員につきましては、基本的には区役所に出勤しておりますので、教育委員会室で会議に参加するということを想定してございます。

また、今後状況を見極めつつ、教育委員会の事務局職員の参加というものも、こういった形が望ましいかということは、併せて研究してまいりたいと考えてございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第27号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第2、第28号議案「中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則」を上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第28号議案「中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則」につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回定める規則は、会計年度任用職員制度の発足前に、特別区人事厚生事務組合から示された会計年度任用講師の任用等に関する規則に倣い、制定するものでございます。

今回定める規則で言う会計年度任用講師とは、第1条で定めるとおり、短時間勤務の会計年度任用職員である講師のこととなります。

この規則につきましては、以前ご説明させていただきました特別非常勤講師の任用のために特化したものではございません。幼稚園及び小・中学校で、講師を任用する際の汎用性を持つ規則となっております。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

今、特別非常勤講師に限らないということでしたけれども、具体的には、ほかにどういうことに、この件が当てはまるというようなことが、もしよい例があったら教えていただければと思うのですけれども。

指導室長

例えば、特別の事情があるときに、教諭に代えて助教諭または講師を置くことができるということが、学校教育法第27条第10項に定められてございます。フルタイムで勤務可能な教員が採用できずに、短時間での勤務が可能な教員免許所有者を教諭の代替として、会計年度任用の講師として採用するといったような場合もございます。

伊藤委員

学校現場の変化に伴って、様々な形で雇用される先生方というのが、学校現場で働くという形になっていくのだと思うのですけれども、そのことで普段は出会えないような特別な講師の方と出会えるですとか、様々なよい刺激がもたらされることを願っておりますが、翻って不安定な立場の先生が、学校現場の中で増えてしまわないように、そういったこと

についてもご配慮いただきながら、運用していただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

田中委員

こういった任用講師の方に手伝っていただくことで、子どもたちにいろんなメリットが出てくるのだと思いますけれども、こういった人たちの最低限これだけは勤務していただくというような、勤務期間とか時間の、そういった指定というか、制限とかというのはあるのでしょうか。

指導室長

時間等につきましては、特に制限というのは設けてはございませんが、子どもたちにとってプラスになるようなかかわりですとか、またその講師が担う指導内容が、十分に子どもたちにとってもプラスになるような時間、採用させていただいて、効果的に活用できたらとは考えております。

伊藤委員

先ほど、雇用の不安定さということ申し上げたのですが、もう一つ、特別な、いわゆるゲストティーチャーのような方は、ご自身の専門性についてご教授くださるということだと思っておりますが、比較的長い期間、様々に子どもと関わってくださるようなタイプの方も、こうした制度の中には含まれるのではないかと思っておりますけれども、そうした際に、子どもに接するというところで、例えば教諭の先生方は、最低限教員免許状というのをもち、そのための教育というのを受けていらっしゃるわけなのですけれども、そういう子どもたちに関わるに当たっての最低限の資質の担保と言いますか、そういったことについて、何か実態としてご存じのことがあれば教えていただけたらと思われました。

指導室長

任用の前には、必ず校長との面談というのを行います。その中で、それぞれの学校の特性ですとか地域のよさ、また関わっていただく子どもたち一人ひとりも、様々な課題を抱えていらっしゃるようなお子さんもいますので、子どもたちの発達の段階に合わせて、関わっていただく講師の方々も、子どもたちがより楽しく、わかりやすくなるような授業を進めていただく。また、学習の到達状況も多少違いがあると思っておりますので、十分子どもたち一人ひとりに寄り添いながら、丁寧な指導をしてもらえるようにということで、学校のほうも、担任と講師の先生と連携をしてもらいながら進めたいと考えてございます。

入野教育長

校長との面談だけではないですよ。採用に当たっては、任用の手続は公募によるのですよね。

指導室長

まずは公募をかけまして、当然教育委員会事務局でも面接をした上で、講師のほうを選んでいくという手順を踏みます。そして、学校に入る際には、先ほどお話しさせていただいたように、校長そして担任の教員とも十分に情報共有した上で、実際の指導に当たっていただくという流れでございます。

伊藤委員

私の知識不足で、誠に申し訳ないのですけれども、そうすると、ゲートキーパーは校長先生ということになりますでしょうか。教育委員会のほうで、当然通常であれば、様々なことをバックアップもするし、外側から様々な点をいろいろな形で担保している部分があると思うのですけれども、そういうことではなくて、校長先生ということの理解でよろしいですか。

指導室長

当然教育委員会事務局としても面談を行いますので、その時点で、きちんと子どもたちの前に立って授業するという教員、子どもたちから見れば先生ということになると思うのですけれども、そういう人物としてふさわしいかどうかというのは、しっかりと見極めてからの学校への配置とはなります。

学校で行っていただくのは、直接関わるクラスの実態ですとか、子どもたちの状況というについては、より細かく情報共有していただくということでございます。

入野教育長

それではよろしいでしょうか。それでは、ほかにご質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第28号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にはございませんが、各委員の活動報告がございましたらお願いいたします。

岡本委員

保護者としてなんですけど、教育ビジョン（第3次）改定に当たってのアンケートというものを学校からお送りいただきました。

事前に意見を出したところも、大分修正いただいて、少なくとも私は違和感なく、前向きに答えることができたなと思います。保護者の家庭教育で困っていることや重視していることとか、あとは学校教育に期待していることなどの項目もありますので、結果を楽しみに待っていたと思います。

子ども向けのアンケートも、子どものタブレット端末から見せてもらったのですが、例えば人が困っているときは、進んで助けているかという項目もあるのですが、それとともに、教育委員会でもよく話題になっている、自分が困っているときには、人に助けを求めているかという項目もあったりしました。ここも大切なところだと思いますので、子どものアンケート結果からも、大いに学びたいと思っています。

以上です。

村杉委員

一つお伺いしたいのですが、新型コロナウイルス感染者が増えてきて、学級閉鎖ももちろん増えてきていますが、いま一度、学級閉鎖の目安を確認させていただきたいのと、あとは夏の宿泊行事がまだあるかと思いますが、今後増えていった場合に、子どもたちは予防接種の接種率も低いので、感染が拡大していくかとは思いますが、どのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

指導室長

学級閉鎖の基準でございますが、ここ最近本当に新型コロナウイルスが感染拡大しておりまして、それぞれの感染の経路を確認しております。ただ、なかなか十分に感染経路がはっきりしないような場合、当然学校の中で広がっているようなケースがあった場合は、複数出た時点で学級閉鎖、そしてその感染が学年にも広がっているような場合が想定される場合は、学年閉鎖という形をとらせていただいています。

ただその際、必ず学校医の先生方との相談を各学校がした上で、閉鎖にするかどうかと

いう判断を、校長先生のほうでしていただいているということでございます。当然、教育委員会事務局も学校と連携しながら、相談に乗っているという状況でございます。

学校教育課長

夏休みに入りました後に、海での体験事業というところで、希望者、小学校の4・5・6年生での事業というものを、教育委員会事業として予定してございます。

現在のところ、行動制限等がかかっておりません。したがって、中止というところは想定していないところですが、いまだかつてない増加というところがございますので、私どもといたしましては、実施いたします事業者のほうと連絡をとって、まず例えば乗車するときに、必ず体温をはかるための体温計というものを購入いたしまして、また現地のほうで、もし発熱者が出た場合に即検査ができるようなことでもって、検査キットのほうを用意していこうと考えてございます。

入野教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは私のほうから。7月12日に東京都薬物乱用防止推進の中野地区協議会の総会と、その後の懇親会がございまして、参加してまいりました。対面でできるというのは、どの会も同じなのですが、久しぶりでございました。

この会におきましては、薬物乱用防止ということで、指導員が15名ほどいらっしゃいまして、学校へもご指導いただいたり、いろんな場面で、それぞれの団体の場面でご指導いただいたりということで、薬物乱用防止に取り組んでいらっしゃる会なのですが、あとは子どもたちのポスターですとか標語ですとか、そういうものについても取り組んでいただいているところでございます。

実態としては、いろんな報道を見ますと、二十歳未満の少年の大麻の事件が、検挙された率が、この10年で11倍に増えているということですか、未成年の大麻汚染が拡大していることですか、そういうことを受けまして、その検挙された人たちの40%がやっぱりSNSでの入手で、それほど有害性がないと認識している子のほうが多いという実態等も、改めて私ももう1回見直しまして、各学校で毎年薬物乱用防止教室を、中学校は全校やることにもともなっているのですが、本区では小学校も全校取り組んでいただいておりますので、重要性を感じたところでございます。

昨年の状況から見ますと、本区では全校が予定していたのですが、外部の方に入っていたことが難しかった学校が、小・中1校ずつございました。今年も全校予定しています

ので、何らかの形でやはり子どもたちにしっかりと正しい知識を持って、正しく判断できるような行動がとれる機会、考える機会を与えてもらえるといいなと思っております。

その学習のまとめという形で、薬物乱用防止のポスターですとか標語に、子どもたちも取り組んでおりますので、この夏季休業中もいろいろな形でご尽力いただけるようにという事でお願いしてまいりました。

以上でございます。

それでは、特にほかにご発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

次に、事務局から報告事項はございますでしょうか。

指導室長

区立学校における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、口頭にてご報告させていただきます。

今日現在で、区内公立小学校7校で12学級が学級閉鎖となっております。ここ1、2週間での新型コロナウイルス感染者が急激に増加しており、各学校ではこれまで以上に手洗い、うがい、3密を避ける、換気を十分行うなど、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しておりますが、感染が広がっている状況が見られる学校もございます。

現在までの全校の感染状況を捉え直し、さらに注意すべき点を加えまして、改めて感染対策の通知文を発出しております。また、文部科学省からも、夏季休業に向けた通知が出されております。区の通知文としての内容ですが、熱中症の予防と新型コロナウイルス感染症対策の両立に向けた取組を依頼する内容となっております。

マスクの着用につきましては、屋外では着用の必要はございませんが、感染力の強さが懸念されるため、特に2点、1点目が会話を行う際には、身体的距離を確実に保つこと。2点目としましては、会話を行わない場面でも、身体的距離が近づいてしまう場合には距離を離すこと、またマスクの着用を促すことを伝えてございます。

授業中のみならず、登下校の時間や休み時間、給食の時間、掃除の時間なども、十分注意するように伝えるとともに、夏季休業中もプール指導の際の更衣室での密を避けること、そして中学校の部活動では、マスクを外して大声で話すですとか、近い距離での会話、また室内ではマスクの着用を伝えてございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきましてご発言がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

今朝の報道を見ますと、感染者の割合が、小学校が3割、保育園が2割ということで、本区も保育園が随分増えているようでございますけれども、小学生が多いということは、全国的にもそのようでございますので、あと夏休みに入るまで数日ございますけれども、しっかりともう一度対応してまいりたいなと思っております。

基本的な対策を再点検してもらうということと、徹底してもらうということで、改めて通知を出したところでございます。よろしくをお願いいたします。

伊藤委員

夏休みになっても、プール指導ですとか様々あると思っておりますけれども、そういったことについては、一応計画どおりという、様子を見ながらということでしょうか。

指導室長

学校での感染状況によりまして、予定していた日数よりも少し縮小して実施するという学校も中にはございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

他にご発言ございませんので、本報告は終了いたします。

それでは、最後に事務局から、次回の開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は7月29日金曜日10時から、区役所5階教育委員会室にて開催いたします。

なお、来週7月22日は中学校長会との意見交換会を予定してございます。

以上でございます。

入野教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第21回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時27分閉会